

第7部 災害ボランティア・外部支援者について

第1章 市立八幡浜総合病院の災害対応における災害ボランティアの位置づけ

南海トラフ巨大地震や原子力発電所の過酷事故時には、患者の生命・健康を維持するために、当院職員の対応能力をはるかに上回る業務が発生することは間違いない。そのときに少しでも多くの外部支援者が当院に参集して下さり、職員とともに効率的な活動を実施できるよう、非災害時からその活動のための準備が必要である。

第2章 災害ボランティアの種類

災害ボランティアの類型と役割は以下のように分類することができる。

		専門性			
		専門性なし [第1種]	ボランティア活動 の練達者 [第2種]	有資格 ボランティア [第3種]	職務 [第4種]
居住地	避難所	避難所運営、ボランティアセンター運営援助など	ボランティアセンター、避難所の運営コーディネートなど	保健、医療、介護、建築診断など	被災地職員
	被災地				
	県内（通勤可）	日中の片付け、保健福祉活動補助など			県内派遣職員
	県外（要宿泊）				県外派遣職員

（國井修、外部支援者・ボランティアの調整、災害時の公衆衛生、東京、南山堂、2012、p. 249 を一部改編）

第3章 市立八幡浜総合病院災害ボランティア制度について

平成26年度から、院内および院外において当院の災害医療活動に協力していただける災害ボランティア（上記の第1種、第2種、第3種）の非災害時登録を開始する。

- 1) 登録手続き：登録希望者市立八幡浜総合病院災害ボランティア登録願（別紙）に記入し、庶務係に提出する。対象者は高校生以上とし、未成年者の場合は成年家族の同意が必要。救急・災害対策委員会での審議を経て登録し、写真入りの登録証を交付する。
- 2) 登録者は1年に1回以上、救急・災害対策委員会が開催する災害訓練、災害講演会などに参加し、災害医療、救急医療に関する一般的知識・技能を更新する。
- 3) 災害時においては、ボランティア受付で災害時登録を済ませたのち、災害対策本部の指示のもとに、院内または院外において災害時活動を行う。活動の間、食料、休息所などに関して、職員に準じた便宜を受ける。
- 4) 活動中の事故等に備えて、ボランティア保険に加入するが、その費用には麻酔科治療費などを充てる。